

通所介護事業所の設備を利用した宿泊サービス（お泊まりデイ）について

1 宿泊サービスを実施する場合の運営基準の厳格化

介護保険制度に基づく指定通所介護事業所（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護を含む。）が、事業所の設備を利用して夜間及び深夜に宿泊サービス（いわゆる、お泊まりデイ）を提供する場合において、宿泊サービスの最低限の質の担保を図るという観点から、平成27年度に国において「指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する指針」が定められました。

この指針は、利用者保護の観点から最低限の基準として定められたものであるため、本市では、利用者の尊厳の保持及び安全の確保を図るため、「京都市指定通所介護事業所等における宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」を制定し、平成29年4月1日から施行しています。

2 条例の主な規定内容について

(1) 宿泊サービス事業者の責務

人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、研修の実施等に関する事業者の努力義務を規定。

(2) 従業者の員数等

夜間及び深夜の時間帯を通じて、1人以上の介護職員又は看護職員に従事させるとともに、事業所に1人以上の看護職員を配置することを規定。

(3) 設備等

宿泊室の定員は原則1名、床面積は1室当たり7.43㎡以上とする。（共同室を設ける場合は、7.43㎡に当該共同室の定員数を乗じて得た面積以上とする。）
スプリンクラー設備設置の努力義務を規定。

(4) 介護支援専門員等の承認等

宿泊サービスの提供前に、介護支援専門員等と協議し、その承認を得なければならない。

介護支援専門員等は、緊急その他やむを得ない理由があると認める場合のみ承認し、居宅サービス計画に位置付けることを規定。

(5) 利用期間の制限

連続宿泊日数を7日以内（やむを得ない事情があると介護支援専門員等が認めた場合は、14日以内。）とすることを規定。

(6) 報告書の作成及び提出等

毎年1回、事業者による事業実施状況報告書の作成及び提出、本市による報告内容の取りまとめ及び公表について規定。

(7) 立入調査等

本市による宿泊サービス事業所又は指定居宅介護支援事業所等への立入調査、関係者への質問について規定。

(8) 勧告及び公表

本市が、事業者に対して、必要な措置を採ることを勧告することができるとともに、その内容を公表することができることを規定。

3 宿泊サービスの届出等について

下記の場合には、本市への届出が必要となりますので、提出漏れがないよう御留意ください。

	提出書類	提出期限	提出方法
事業の開始	開始届出書	事業開始1箇月前	持参
届出内容の変更	変更届出書	変更後10日以内	郵送
休止・廃止	休止・廃止届出書	休止、廃止の日の1箇月前	郵送
再開	再開届出書	再開後10日以内	郵送

※ 上記提出書類のほか、添付書類が必要な場合があります。詳細については、介護ケア推進課ホームページ「通所介護事業所の設備を利用した宿泊サービスの届出等について」を参照してください。

4 留意点

- 本サービスの提供は、介護保険制度外のサービスであり、指定通所介護等の利用者に対するサービス提供に支障があると認められる場合には、指定通所介護事業所等の設備を利用することを認めない場合があります。
- また、利用者保護の観点から条例及び国基準が定められたものであり、宿泊サービスを推奨するものではありません。

ホームページ

○指定通所介護事業所等の設備を利用した宿泊サービスの提供について

アドレス：<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000212138.html>

○通所介護事業所の設備を利用した宿泊サービスの届出等について

アドレス：<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000179692.html>

（「京都市」「通所介護」「宿泊」でキーワード検索できます。）